

(別紙) 知的財産法における保護対象

< 知的財産基本法における定義 >

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密**その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。**

< 著作権法、特許法における保護 >

| 保護要件種類 | 著作権法 | | 特許法 |
|-----------|--|---|-----------------------------------|
| | 著作物 | データベース | |
| 保護客体の定義 | 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの【第2条第1項第1号】 | データベースの情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するもの【第12条の2】 | 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの【第2条第1項】 |
| 保護検討中のデータ | (注1) | (注2) | (注3) |

- (注1) 個々のデータが著作権法上の著作物に該当する場合のみ保護される。写真、音楽データ等が該当する。
- (注2) 著作権法上のデータベースとしての保護が及ぶもののみが保護される。データベースから抽出された一部のデータに保護は及ばない。
- (注3) データ構造のみが保護される。前述のデータ構造を有しないデータについては保護は及ばない。

< 不正競争防止法における保護 >

秘密として管理された情報

< 自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみが使用 >

秘密として管理されていない情報

< 一定の条件下で利活用可能なもの >
データ不正利用行為等の規制

< 無制限、無条件での利活用 >

< 行為規制による保護 >

著作権、特許権などの既存の知的財産権の対象を除く。

価値あるデータ

営業秘密（不正競争防止法）

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定
- ・差止請求権、損害賠償請求権（損害額の推定規定あり）、刑事罰などを規定

ビジネス上の選択

価値あるデータの利活用が広く進むような法的な枠組みはない

ビジネス上の選択

特段の措置なし

共有情報として自由に利活用すべきものであるため、特段の措置は不要と考えられる。

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。